

移送されたとき（医師の指示で移送された場合）

病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的が必要があり、移送された場合で、健康保険組合が認めた範囲の実費が移送費として支給されます。

◆1 支給要件（次のいずれにも該当すると健康保険組合が認めた場合）

- ① 移送の目的である療養が、保険診療として適切であること。
- ② 患者が、療養の原因である病気やけがにより移動が困難であること。
- ③ 緊急その他やむを得ないこと。

◆2 支給対象となる標準的な例

- ① 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に移送された場合。
- ② 離島等で疾病にかかり、または負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療施設では、必要な医療が不可能であるか、または著しく困難であるため、必要な医療の提供が受けられる最寄りの医療機関に移送された場合。
- ③ 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した場合。

◆3 支給される額について

- ① 移送費の額は、最も経済的な通常の経路および方法により移送された場合の旅費に基づき算定した額（全額）の範囲内での実費が支給されます。（実際にかかった額が移送費として算定した額を超えた場合、差額は患者負担となります。）
- ② 移送の際に、医師等の付添が必要である場合については、医学的管理が必要であったと医師が判断する場合に限り、原則として1人までの付添人の交通費について移送費として取り扱うこととし、付添人の日当などの人件費については療養費として取り扱います。